

生活福祉資金特例貸付の受付について

新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について、特例貸付を令和3年3月末まで実施します。

なお、総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末までに初回貸付を申請した者までが対象となります（よって、延長貸付の受付は令和3年6月末までとなります）。

ただし、年末年始（令和2年12月29日～令和3年1月3日）においては、窓口受付・電話相談受付は行いません。

令和3年1月4日以降においては、総合支援資金（延長も含む）申込者については、生活自立支援センター（宇城市社会福祉協議会内）との面談がありますので、事前に電話にてご連絡をお願いいたします。

1 郵送での申し込み手順

①熊本県社会福祉協議会のホームページ（下記リンク参照）から申込書関係様式をダウンロードし、必要事項を記載後、添付書類と併せて下記先に郵送してください。

熊本県社会福祉協議会ホームページ <http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

②令和3年1月4日以降、関係様式のダウンロード等ができない場合は、宇城市社会福祉協議会に電話で連絡し、関係様式の郵送を依頼してください。関係様式が届いたら、必要事項を添付書類と併せて同封の返信用封筒で郵送してください。

2 宇城市社会福祉協議会に来所しての手順

【添付書類】緊急小口資金・総合支援資金共通

①住民票（世帯員全員及び続柄が確認でき発行3ヶ月以内のもの）

②身分を証明できるもののコピー（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等、裏書があれば必ず両面をコピー）

③預金通帳のコピー（表紙及び1ページ目、ネット銀行は不可）

※既に緊急小口資金を申し込んだ方が総合支援資金を申し込まれる場合は、上記添付書類は不要です。

問合せ先 「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」

0120-46-1999 受付時間9:00～21:00（土日・祝日を含む）

宇城市社会福祉協議会 地域福祉課 総合相談センター係

0964-27-9972 受付時間8:30～17:15（月～金 土日・祝日 年末年始を除く）

送付先 〒869-0524 宇城市松橋町豊福1786

宇城市社会福祉協議会 緊急小口資金特例貸付担当宛